平成２４年（フ）第２３９号
相模原市緑区青山3188－３　Ａ202、住民票上の住所横浜市鶴見区生麦４丁目５番11－707号
債務者　加藤　義健
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２４１号
相模原市緑区青山368番地７
債務者　井口　明成
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２４４号
相模原市南区相模台４丁目６番28号　レインボーハウス101号室
債務者　千葉　季利
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２６８号
京都市伏見区淀新町583番地　青葉ハイツ110号室
債務者　江濵　健治
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４２１号
京都府長岡京市神足典薬１－７、住民票上の住所大阪府高槻市辻子３丁目３番９号
債務者　神脇　進一
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５４１号
京都市山科区西野大鳥井町35番地48
債務者　野村　治美
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５７８号
京都府宇治市寺山台１丁目２番地の11
債務者　中田　栄一
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５７９号
京都府宇治市寺山台１丁目２番地の11
債務者　中田　康子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７１８号
京都市下京区東洞院通五条上る深草町580番地　トーカン五条烏丸キャステール601号
債務者　小畑　安代
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４９０号
堺市南区高倉台４丁３番４－103号
債務者　金森美弥子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４１８号
大阪府松原市天美我堂１丁目７番地　Ｄ棟807号
債務者　廣瀬　康博
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５０４号
堺市堺区西湊町２丁３－21　メゾンウエストポー203号、住民票上の住所堺市堺区宿院町西４丁１番11号　エイトビル301号
債務者　宮崎　泰一
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５５５号
大阪府高石市千代田３丁目10番20号
債務者　松岡　正一
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５５６号
大阪府高石市千代田３丁目10番20号
債務者　松岡　京子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５６２号
大阪府松原市別所８丁目９番10号
債務者　立平　崇仁
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５６５号
大阪府羽曳野市高鷲３丁目１番４－103号
債務者　安田　一之
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５９２号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地５号棟643号室
債務者　岸本　朝子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係